

令和4年度介護ロボット等導入支援事業 募集概要

1 事業の概要

介護職員の身体的負担の軽減や業務の効率化を図るため、介護保険法に基づくサービスを行う介護施設・事業所が行う介護ロボットの導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備、ICT機器の導入に要する経費の一部を補助するものです。

なお、予算を上回る協議をいただいた場合、予算の範囲内で採択させていただきます。

2 対象事業者

群馬県内の介護サービス事業者

3 補助対象

(1) 介護ロボット

次の①または②に該当する介護ロボットを導入する際の経費について補助対象とします。

① 県における検証の結果、効果があると認められた次の種類の機器について優先的に採択します。

ア 離床センサー

イ 褥瘡予防機器

ウ 離床アシストベッド

エ 20万円以下の簡易装着型移乗アシストスーツ

オ 排泄検知センサー

カ コミュニケーションロボ

② 上記以外の機器は、介護ロボット導入計画書（個票）により有効性を個別に審査し、有効性があると判断できるものについて採択します。

ただし、日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットに限ります。それぞれの定義については、別添1を参照してください。

※リース・レンタルも対象ですが、補助金の交付は単年度ごとに決定し、令和4年度中に係る経費（令和4年度の3月末までに係る経費）のみが対象となります。

(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための次の経費について補助対象とします。

① Wi-Fi環境を整備するために必要な経費

配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等

② インカム（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）

③ 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等）

※リース・レンタルも対象ですが、令和4年度中に係る経費（令和4年度の3月末までに係る経費）のみが対象となります。

※既に導入している見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備する場合も対象です。

※介護ロボットのメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とします。

(3) ICT機器

次の経費について補助対象とします。

① 介護ソフト

次の要件を満たすものが対象です。

ア 介護事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないこと）

イ 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画や介護予防サービス計画に基づきサービスを提供するものに限る。）は、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」（以下、「ケアプラン標準仕様」という。）に準じたもの

ウ 日中のサポート体制を常設している製品

※介護ソフトを新たに導入する際の費用に加え、既に使用している介護ソフトの次の費用についても対象です。

- ・転記不要とするための改修
- ・ケアプラン標準仕様や、「科学的介護情報システム（LIFE）と介護ソフト間におけるCSV 連携の標準仕様」（以下、「LIFE標準仕様」という。）に対応するための改修
- ・複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一气通貫とする（転記等の業務が発生しなくなる）ための改修

② 情報端末

ア タブレット端末等、専ら介護ソフトを使用するための端末であって、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等

イ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのICT技術を活用したもの

※介護ソフトによって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務が一気通貫となっている（本事業により一气通貫となる）場合のみ対象とします。

※持ち運びを前提にせず事業所に置くパソコンやプリンターは対象外です。

③ 保守経費等

クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策に要する経費。

④ その他

バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトの導入に係る経費。（ただし、令和4年度の補助による場合を含め、一气通貫の環境が実現できている場合に限る。）

※介護ソフトの利用料やリース費用、保守・サポート費用は、令和4年度中に係る経費（令和4年度の3月末までに係る経費）のみが対象となります。

※本事業や他の補助金等により過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは対象外です。

4 補助額

(1) 介護ロボット

①補助率 1/2

ただし、次の要件1及び2をともに満たす場合 3/4

要件1 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定していること（既に導入している機器の活用も可）

要件2 利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること

②補助額

補助対象経費に①を乗じた額と、以下に定める介護ロボットに応じた補助上限額とを比較して少ない方の額を補助額とします。

- ・ 移乗介護（装着型・非装着型）、入浴支援 1 機器あたり 100 万円
- ・ 上記以外 1 機器あたり 30 万円

③補助上限台数

令和3年度までの補助台数を含め、利用者定員数の2割（小数点以下切り上げ）

(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

①補助率 1/2

ただし、次の要件1及び2をともに満たす場合 3/4

要件1 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定していること（既に導入している機器の活用も可）

要件2 利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること

②補助額

補助対象経費に①を乗じた額と、以下に定める補助上限額とを比較して少ない方の額を補助額とする。

- ・ 1事業所あたり150万円

※本事業による補助は、1事業所1回とします。

(3) ICT機器

①補助率 1/2

ただし、次の要件のいずれかを満たす場合 3/4

要件1 LIFE標準仕様に準拠した介護ソフトを使用してLIFEにデータを提供している又は提供を予定していること

要件2 ケアプラン標準仕様に準拠した介護ソフトを使用して、同一事業所内に加え、異なる事業所間や地域の関係機関間で居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること

要件3 文書量半減を実現させる導入計画となっていること

②補助額

補助対象経費に①を乗じた額と、以下に定める職員数に応じた補助上限額とを比較して少ない方の額を補助額とします。

職員数	補助上限額(1事業所あたり)
1名以上10名以下	1,000,000円
11名以上20名以下	1,600,000円
21名以上30名以下	2,000,000円
31名以上	2,600,000円

【職員数】・訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も含まれます。

- ・ 常勤・非常勤の別は問いません。
- ・ 協議書提出時点に常勤換算方法により算出した人数（小数点以下は四捨五入）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員及び管理者や生活相談員等の職員は、実人数としても差し支えありません。

※補助は原則として1事業所1回としますが、補助額の合計が申請初年度の協議書提出時点における職員数に応じた基準額の範囲内である場合に限り、基準額の範囲内で2回目の補助を受けることも可とします。ただし、職員数の区分については、1回目に交付した際と2回目の申請時点の職員数で少ない方の区分により算定しま

す。また、1回目に補助した機器のリース代や保守・サポートに係る経費等、恒常的な費用について2回目の補助はできません。

5 補助要件等

(1) 介護ロボット及び(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

- ・他の補助金等による補助を受けている場合は、本事業における補助の対象とはなりません。
- ・介護従事者負担軽減のための導入計画を作成すること。
当該計画については、導入後3年間の達成すべき目標、導入すべき機器等、期待される効果等を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となる内容とすること。
- ・導入によって得られた効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、令和4年度の使用状況を令和5年度4月末までに報告すること。介護ロボットについては、これに加えて、令和6年度4月末、令和7年度4月末までに、それぞれ前年度の使用状況を同様に報告すること。

(3) ICT機器

- ・他の補助金等による補助を受けている場合は、本事業における補助の対象とはなりません。
- ・業務効率化のための導入計画を作成すること。
- ・LIFEによる情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に協力すること。
- ・タブレット端末等を導入する際にあつては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）。
- ・独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。

（補足）SECURITY ACTION について

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する中小企業・小規模事業者等自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。

- ・「SECURITY ACTION」の概要説明
<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>
- ・「新5分でできる！情報セキュリティ自社診断」
<https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf>

- ・令和4年度の使用状況を令和5年度4月末までに報告すること。また、厚生労働省や関係機関からの使用状況に関する照会に対して、遅滞なく報告すること。
- ・ICT導入に関して他事業者からの照会等に応じること。

6 提出書類

- (1) 協議書（別紙1-1）
- (2) 補助金所要額調書（別紙1-2）
- (3) 介護ロボット導入計画書（別紙1-3）
見守り機器の導入に伴う通信環境整備計画書（別紙1-4）
ICT機器導入計画書（別紙1-5）
- (4) カタログ、見積書等、参考となる資料
- (5) SECURITY ACTION自己宣言の申し込み完了が確認できる資料（ICT機器導入の場合）
資料の詳細については、別添2を参照してください。

7 提出期限

令和4年10月3日（月）必着

8 提出方法

提出書類は法人ごとに取りまとめの上、下記提出先にメールで提出してください。ただし、カタログなど、メールでの提出が難しい場合は、該当の資料のみ郵送でお送りください。

※メール件名は、「【R4介護ロボ協議】法人名」としてください。

9 提出先及び問い合わせ先

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

群馬県健康福祉部介護高齢課人材確保係あて

E-mail : kaigo-kakuho@pref.gunma.lg.jp

電話 : 027-226-2564（直通）

10 採択について

- ・協議書の内容を確認後、採択について決定し、内示します。
- ・予算を上回る協議額となった場合、予算の範囲内で採択します。そのため、不採択となる場合や協議額を下回る内示額となる場合があります。
- ・上記（1）～（3）を併せて協議することは可能ですが、全て採択されるとは限りません。
- ・導入予定の介護ロボットが補助対象かどうかは、協議書等の内容で判断します。そのため、協議書提出前に回答はできません。過去に補助対象となった機器については、県ホームページに掲載していますので参考にしてください。ただし、掲載されている機器であれば必ず採択されるというものではありません。また、当該機器の導入を推奨するものではありません。